

令和 6 年度

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

事 業 計 画

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

令和6年度
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会事業計画

目次

I	基本目標	·····	2
II	基本方針		
1	はじめに	·····	2
2	事業・活動の取組みの方向性	·····	3
III	事業計画		
1	法人運営事業	·····	4
2	ボランティアセンター	·····	5
3	小地域ネットワーク活動推進事業	·····	6
4	当事者組織支援事業	·····	7
5	日常生活自立支援事業	·····	7
6	福祉資金貸付事業	·····	8
7	特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業	·····	8
8	福祉農園事業	·····	8
9	生活困窮者自立支援事業	·····	9
10	アウトリーチ等機能強化事業	·····	9
11	生活支援・介護予防サービス協議体運営事業	·····	10
12	介護予防事業	·····	11
13	民生委員児童委員協議会事務局事業	·····	11
14	老人クラブ連合会事務局事業	·····	12
15	善意銀行事業	·····	12
16	ふれ愛ホーム事業	·····	12
17	地域交流館事業（市指定管理）	·····	12
18	共同募金協力事業	·····	13
19	各種基金運営事業	·····	14
20	地域包括支援センター事業	·····	14
21	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業	·····	15
22	不動産賃貸事業	·····	16

社会福祉法人阪南市社会福祉協議会事業計画

I. 基本目標

- 市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり』
- 住民自治・市民参画による福祉のまちづくり
- 「公民協働」による福祉のまちづくり

第4期阪南市地域福祉推進計画 基本理念より

II. 基本方針

1. はじめに

今般の国際情勢が緊迫する中、国内ではコロナ禍の3年間を乗り越え、ようやく社会経済活動の正常化が進んできました。しかしながら、地域においては、これまでの「つながり」での支援や見守り、集いが難しい時期も長く続き、孤立や高齢者のフレイルの問題も指摘されてきました。また、これまでの長い経済活動の停滞は、多くの人が生活困窮に陥る原因となり、コロナ禍以前は福祉的支援を必要としなかった多くの人々が、支援を必要としてきました。

そのような中、令和5年度から、特例貸付の償還免除申請を行った借受人を対象に、電話や訪問等によるアウトリーチを行う「特例貸付フォローアップ支援事業」が始まり、現に生活に困窮している人を早期に支援できるよう取り組んできました。また、これまで本会では、コロナ禍以前の「共生の地域づくり」の取り組みを活かして、農福連携、漁福連携などの取り組みを進めており、地域のボランティア、福祉関係者、行政、子ども福祉委員に加え、漁業関係者などこれまで以上に広範囲の地域の皆さんと協働で取り組んでいます。このような取り組みをさらに進めるため、令和6年度は、「大阪府福祉基金地域福祉振興補助金」を申請し、多世代が集う「居場所づくり事業」の充実を図ってまいります。また、ひきこもりや生活困窮の方の居場所や就労訓練、収穫物を生活困窮者食糧支援に活用するなど、阪南市ならではの好循環を生み出す先駆的な取り組みも進めます。

次に、地域包括支援センターでは、引き続きCSWを2名配置しますが、認知症支援や地域と行政・社協が協働した、伴走型支援体制による強固なセーフティネットの構築に努めます。一方で、令和6年度の改正介護保険法により、これまで、地域包括支援センターが担ってきた要支援1・2のケアプラン作成において、今後は利用者が直接居宅介護支援事業者に委託することができるようになり、実施されれば運営面において大幅な収入減となる見込みです。

次に、生活困窮者自立相談支援事業は、令和5年度から引き続き当該事業を3年間受託することができ、これまで培ってきたノウハウをさらに活かした支援を行い、日常生活自立支援事業とともに重要なセーフティネットとしての機能を果たします。

市は、令和4年度から包括的な支援体制構築にむけて「重層的体制整備事業」を実施していますが、少子高齢化、人口減少、世帯の単身化の中で、社会的孤立や差別、虐待、貧困、ひきこもり、不安定就労などによる生活苦などへの対応がこれまでのコロナ禍に

による影響でより一層必要となり、公民協働での包括的な支援が可能な地域づくりに取り組んでいきます。

令和5年度からの「第4期地域福祉推進計画」では、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせるよう、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら「共に生き、支え合う社会」の実現にむけた地域福祉を公民協働により推進していきます。

2. 事業・活動の取組みの方向性

- 【1】役員、職員が一体となって、組織運営、財政経営の安定性と透明性を高め、住民が主体となる地域福祉活動を充実させ、住民との信頼関係を高めていきます。
- 【2】共生の地域づくりをすすめるために住民参加、参画を重視した福祉活動をすすめるとともに、拠点未設置地区の活動拠点の確保をめざします。また、第4期阪南市地域福祉推進計画の推進、社協の基盤強化と地域福祉施策の一元化に公民協働で取り組みます。
- 【3】関係機関と協力して、つながりの喪失、8050問題、社会的孤立や引きこもりなど「制度の狭間」の課題に取組み、縦割りを超えて他分野と連携しながら問題解決を図ります。また、共通の課題を抱える当事者との交流や組織化を進め、居場所づくりを進めます。
- 【4】地域住民、民生委員児童委員、福祉委員と協働して暮らしの「ささいな困りごと」を解決する取り組みを進め、介護、子育て、障がい、病気、就労、家計、孤独など暮らしを支える地域の相談体制づくりと包括的支援体制による問題解決を市と協働して取り組みます。
- 【5】社協の強みであるネットワークを活かして、社会教育、環境、防災・防犯、農漁業など他分野とも積極的に協働します。地域で活躍する人材育成に努めるとともに住民、ボランティア、若者、学生、生徒・児童などみんなが担い手となれる活動を推進します。
- 【6】福祉、ボランティア、市民活動、介護などの学習・講座を開催します。「共に暮らす」を育む福祉文化の創造に努め、市民の活動参加を進めます。
- 【7】地域包括支援センターは、自立支援、介護予防と地域包括ケアシステムの構築を進める中核機関として体制及び機能強化を図り、地域づくりに向けて一体的に機能させていきます。
- 【8】各事業の見直し、経費の一層の節約に努めます。新規事業は、財源の裏付けと確保を明確にし、引き続き共同募金や地域支え合い活動協力金、寄附金等の自主財源の増額に取り組むとともに、収益事業の適正な実施など事業費の安定確保に努めます。

III. 事業計画

法人運営事業

【経営基盤の強化】

市民一人ひとりの生命と暮らしを大切にする地域での福祉活動への支援を継続・発展させるため、組織運営基盤の強化を進めます。

そのためには、理事会機能の向上、職員体制の確立と専門性の向上、財務運営の適正化、自立性向上を図ります。

【事業の展開】

1. 定款・諸規程および指針の遵守・徹底

(1) 定款・諸規程および指針内容を遵守するための周知・教育

2. 機関会議機能の強化および職員体制の強化

(1) 機関会議の開催

* 評議員会、理事会、三役会議（正副会長会議）等の開催

(2) 理事会通信の発行

* 理事会での協議内容や決定事項を記載した理事会通信の広報紙「ふくしほんなん」へ掲載

(3) 職員体制の強化

3. 財務の健全経営

(1) 収益事業等の自主財源確保

(2) 経理規程を遵守した会計業務の執行

(3) 担当理事・監事・外部専門家によるチェック体制の徹底

(4) 財政健全化方針の実行と適宜の見直し

4. 会員の支持拡大

(1) 組織構成会員の拡充

* 新規会員の拡充

(2) 地域支え合い活動協力金（賛助会員募集）の発展強化

* 事業の周知 PR と賛助会員加入の促進

(3) 阪南市外在住の方にもご参加いただける特別会員制度の周知強化

5. 広報活動の強化

(1) 広報紙「ふくしほんなん」の充実・強化

* 「ふくしほんなん」の定期発行

* 市民にわかりやすい情報提供・読みたくなる魅力的な紙面づくり

(2) ウェブ上の情報発信・強化

* ホームページを最大限に活用し、ホームページ・ブログ等で本会活動および各相談事業等をわかりやすく紹介。

* ホームページ作成を委託した業者と意見交換会議を年 2 回程度実施し、情報発信の充実を図ります。

* SNS の導入を検討。

6. 役職員の資質向上

(1) 各種研修会への参加

* 人権研修、専門研修、資質向上にかかる研修等への役職員の参加促進

(2) 職員研修の実施

(3) 職員会議・職員学習会・法人運営会議（担当部署間会議）の充実

7. 福祉人材の育成

(1) 社会福祉援助技術実習の受け入れ

(2) 短期インターンシップの受け入れ

(3) 就労支援事業所からの企業体験の受け入れ

ボランティアセンター

地域における多様な福祉問題に対応するため、ボランティアセンターの運営や若年層や地域活動者への福祉教育、新規活動者の開拓を目指します。

また、専門性のあるボランティア・市民活動養成の場を活用し、必要に応じたボランティア活動を支援すると共に、校区（地区）福祉委員会等の地域に根ざした活動団体とNPO、市民活動団体等が力を合わせ協働できる地域福祉活動を展開します。

【事業の展開】

(1) ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催

(3) 防災ゲームを活用した防災学習の実施

(4) ボランティアと専門職の交流の場「ボランティア★ひろば」の実施

(5) プルタブ・入れ歯などを収集

(6) 小学校、中学校での福祉、ボランティア等に関する出前授業

(7) 夏休みボランティア DAY（学生向けボランティア体験プログラム）の実施

(8) ボランティア・市民活動フェスティバルの開催（年1回）

(9) きらめきアート作品展の開催

* 障がいの有無年齢性別関係なく、多くの人が「特技を生かす場」として

作品展をボランティア・市民活動フェスティバルと同日開催

小地域ネットワーク活動推進事業

住民が主体となり、誰もが安心安全に住み暮らしあえる地域共生社会づくりを推進します。福祉委員会を中心に、地域の各種団体や事業者・専門職を巻き込みながら、個別訪問活動や誰もが集まる居場所づくり等を推進します。また、新たな施策や担い手・行政等との協働のための橋渡しを、コミュニティワーカー(地区担当職員)が住民の側に立ち、支援します。

【事業の柱】

- 地域活動者と専門職等との連携の促進
- 「福祉文化創造プロジェクト」(地域福祉研修等の福祉教育)の推進

【事業の展開】

1. 地域支援の充実

(1) コミュニティワーカー地区担当制による校区(地区)福祉委員会支援

- * 校区(地区) 福祉委員長・事務長合同会議の開催
- * ボランティアコーディネーター会議の開催
- * 校区(地区) 福祉委員会組織運営および活動への支援
- * 当事者・関係機関団体・事業者・行政等との連絡調整
- * 福祉委員会・専門職の協働の推進

(2) まちなかサロン・まちなかカフェの推進

- * まちなかサロン・カフェネットワーク連絡会の運営
- * 新規立ち上げや運営の助言と各種支援
- * サロン・カフェに関する情報発信
- * まちなかサロン・カフェフォーラムの開催

(3) 各種研修会・フォーラムの開催

- * 福祉委員会新任役員研修(役員改選時)
- * 小地域ネットワーキングクリーダー研修会への参加

(4) 子育て支援の推進

- * 身近な地域での子育てサロン活動の推進
- * NPO等団体との協働事業

2. くらしの安心ダイヤル事業

(1) 福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との協働による登録・見守り促進

(2) 市と連携し、災害時等の安否確認の情報伝達・集約

3. 「福祉文化創造プロジェクト」(地域福祉研修等の福祉教育)の推進

(1) 子どもや市民、市職員等に対しての地域福祉研修を実施

4. 公民協働プロジェクトチームの運営

(1) 第4期地域福祉推進計画にもとづく公民協働プロジェクトチームの運営

5. 地域福祉推進計画の進捗管理と地域福祉推進連絡協議会の運営

(1) 地域福祉推進連絡協議会・地域福祉推進計画作業委員会の開催

(2) 第4期地域福祉推進計画の推進と進捗管理

(3) 第4期小学校区ふくしのまちづくり計画の推進と進捗管理

(4) 地域福祉条例（仮称）策定過程への参画

当事者組織支援事業

同じ状況にある人同士が集まり、悩みの共有や学習、情報発信をする当事者組織の組織化や運営支援をおこないます。

【事業の展開】

1. 介護者（家族）の会支援

(1) 会の運営支援

* つどい、介護者リフレッシュバスター、介護者だより発行等

* 運営助成金の交付

2. 当事者組織の支援・組織化

(1) 引きこもりなど課題を抱える人や世帯の居場所づくりへの支援

(2) 認知症当事者や家族のための認知症カフェ「ぬくぬく」への支援

日常生活自立支援事業

高齢者の増加、障がい者の地域移行が進む中、判断能力の不十分な方の権利を護り、自立支援を行なう本事業のニーズはますます伸びています。

その中で、本事業の利用相談者にスムーズな相談対応を行うことに加え、本事業での対応が困難なケースについては成年後見制度の利用等につなげていくため、地域包括支援センターと行政等との連携を図っていきます。

また、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスだけでなく、利用者それぞれの生活を支えるべく、各関係機関や地域等とのつながりづくりを進め、地域の中で利用者が暮らし続け、権利が護られるよう努めています。

【事業の展開】

1. 日常生活自立支援事業の充実

(1) 適切なサービス利用のための相談・権利擁護

* 体制の整備、成年後見・市民後見制度との連携

* 行政・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度へのスムーズな移行

(2) 事業の周知

* 広報紙「ふくしはんなん」への掲載

* 行政や専門職への事業概要の説明

(3) 研修会・勉強会への参加

* 担当者会議や成年後見制度利用促進にかかる研修への参加

2. 地域の中で暮らし続ける環境づくり

(1) 民生委員、ボランティア等地域住民の協力体制づくり

(2) 利用者の地域の活動・行事への参加推進

3. 生活困窮者自立支援事業との連携

(1) 生活支援グループと連携し、福祉サービス利用援助契約のみの利用者には

収支計画の作成や生活状況の聞き取り等の支援をおこない、利用者の自立を支えていく。

福祉資金貸付事業

低所得者等への貸付事業を通じ、経済的援助をおこなうことで自立への助けとします。また、相談を通して経済的な問題以外の点にも目を向け、自立支援に結び付けるよう支援します。

また、生活困窮者自立支援機関と密に連携を取りながら支援します。

【事業の展開】

1. 貸付相談の実施
2. 申請者に同伴する子どもへの心配り（ウェルカムキャンディー）
3. 各種貸付制度のホームページ等での周知 PR
4. 貸付の申請における生活困窮自立支援事業や生活支援課（生活保護）との連携

特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付を借り受けた世帯で、生活に困窮しており、支援が必要と考えられる世帯に対しフォローアップ支援を行い、適切な支援につなげます。

【事業の展開】

1. 返済が困難な方への償還猶予の案内
2. 借受人の生活再建に向けた支援
3. 生活困窮者自立支援事業と連携し就労や収支の改善等による自立を支援します。

福祉農園事業

遺贈で受け取った耕作地を活用し、さまざまな人が参加し活躍できる居場所としての福祉農園事業を実施します。

【事業の展開】

1. 様々な世代の「参加の場」として野菜・果物の栽培。
2. 収穫した野菜・果物の地域循環
 - *市内の子ども食堂への寄付。生活困窮者への食糧支援、寄付付き商品として販売 等

生活困窮者自立支援事業

原則、阪南市にお住いの、経済的な問題などで生活にお困りの方の相談に応じ、生活の見通しがつくように、寄り添いながら自立に向けた支援をおこないます。

身体的、精神的な困りごとや、ひきこもりなど今後困窮の恐れがある世帯に対して、関係機関と連携を取りながら、安定した生活が送れるように、伴走型支援をおこないます。

【事業の展開】

1. 自立相談支援事業の実施

- (1) 生活に困窮されている方の相談に対して、ご本人が抱えている課題を把握し、支援計画を作成します。
- (2) 支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施します。

2. 阪南市役所生活支援課との連携

- (1) 離職により住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額の支給が可能かに対して、生活支援課と連携を図ります。
- (2) 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所の提供が可能かに対して、生活支援課と連携を図ります。
- (3) 生活困窮者の方を支援するために、市役所の各関係機関と連携を図ります。
- (4) 新型コロナウイルス感染症特例貸付総合支援資金の決定者については、生活状況等の把握に努め、貸付担当や生活支援課（生活保護）と連携を図り生活再建に向けた支援を行います。

3. 社会的孤立の世帯への相談に応じます。

- (1) 不登校・ひきこもりなどの世帯に対して、孤立しないように、また将来的な貧困に陥らないように、伴走型支援を行います。

アウトリーチ等機能強化事業

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、訪問等を行い積極的な情報把握により早期に支援につなぎます。ひきこもりの当事者や家族、生きづらさを抱える方へ寄り添った支援を行います。

【事業の展開】

1. 家族からの相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触する等、初期のつながりを確保します。また、メール等の手段を用いるなど相談者にとって相談しやすい環境を整えます。
2. 地域の居場所への訪問、相談会の実施、ホームページや広報誌を活用した周知活動を行います。
3. つながりが出来た後の信頼関係の構築、関係機関への相談同行、就労支援とい

った自立までの一貫した支援を実施します。

3. 関係機関との連携、ネットワークづくり及び社会資源の開発等の地域づくり生活困窮者等支援の必要な者を早期に把握し、支援につなぐため、関係機関、関係職種との連携が重要でありまた社会資源の開発など、地域のネットワークづくりを進めています。
4. 市町村を越えた広域で生活困窮者自立相談支援機関が連携し事例検討や情報共有を行い、職員の質の向上、他市町村の社会資源の把握に努めます。

生活支援・介護予防サービス協議体運営事業

介護保険制度の改正に伴い配置された協議体の運営と第一層及び第二層生活支援コーディネーターを受託します。実施にあたっては、高齢者、子ども、障がい者等の全ての市民が、地域・生きがいを共に創り、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めます。また、すべての人が、障がいの有無・年齢・性別何も関係なく、当たり前に“参加”し“自分らしく”過ごすことができる機会や場づくりを進めます。

【基本方針】

- 1、「ゆるがない”住民主体”の理念を大切に」
- 2、「制度サービスと住民活動が融合した重層的な地域づくり」
- 3、「多世代の地域住民が輝くことができる地域共生社会の実現」

【事業の展開】

1. 関係団体のネットワーク化・分野を超えた合意形成・施策化
 - (1) 協議体会議の開催
 - (2) 協議体運営会議の開催
 - (3) 阪南市社会福祉施設連絡会の開催
2. 高齢者等の生活支援・介護予防サービスの資源開発や基盤整備
 - (1) 阪南市地域づくり担い手研修の開催
 - (2) 支え合い活動入門講座の開催
3. ニーズと活動をマッチング
 - (1) 地域の支援ニーズとサービス提供主体をつなぐ
4. 新たなツナガリによる地域づくり
 - (1) 子ども福祉委員の拡充
 - ・小中学校区での「子ども福祉委員」の立ち上げ・運営支援
 - ・「子どもボランティアサミット」の開催
 - (2) 泉南学寮在院生の地域貢献・生活支援
 - ・院内でのボランティア学習と地域でのボランティア活動支援
 - (3) 子どもの居場所プロジェクト
 - ・子ども食堂、学習支援等の地域活動の運営支援
 - ・子どもの居場所に関するネットワーク会議の開催
 - ・子どもの居場所づくりフォーラムの開催

- ・子どもの居場所 MAP の作成

(4) 農福・漁福連携による地域づくり

- ・ふれ愛福祉農園との連携

- * 障がい者や高齢者等の社会参加支援・「交流の場」づくり

- ・漁業との連携

- * 就労やボランティア活動への参加支援

- * 地元漁師等が実施する子ども食堂の運営支援。

- ・寄附付き商品の開発と情報発信

介護予防事業（市受託）

【自立支援・介護予防意識の向上】

生活機能の低下を予防することで自立した日常生活を営むことをめざし、元気でいつまでも生き生きと暮らせるよう地域全体で支援します。校区（地区）福祉委員会をはじめとする、地域の諸団体と協働して実施することで、身近な地域での社会参加を促します。あわせて、認知症予防についても対策を進めます。

【重点ポイント】

- ①他の介護予防事業との連動
- ②1年を通して介護予防に取り組む意識啓発
- ③現在、活動しているサロンやカフェの高機能化（専門職・事業所との協働）
- ④身近な地域の居場所での出張介護予防教室の実施を推進

【事業の展開】

1. こつこつゅうゆう体操（筋力アップ教室）
2. のびのび体操（脳とカラダの健康教室）
3. 出張栄養教室（食と栄養に関する教室）
4. 地域回想法教室（認知症予防教室）
5. にこにこ健口教室（口腔機能強化教室）

民生委員児童委員協議会事務局事業

地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行う民生委員児童委員協議会の事務局を受託し、その活動を支援するとともに、地域における福祉課題の把握や解決に向け、福祉委員会をはじめとする地域団体、専門職や行政等との連携の構築をさらに強化します。

【事業の展開】

(1) 事務局の運営

(2) 地域における協働した福祉活動の実施

- * 校区（地区）福祉委員会等の活動者や専門職等と協働した福祉活動の推進

(3) 生活困窮者自立相談支援事業との連携

老人クラブ連合会事務局事業

「生きがいづくりと健康づくり」を目標に各種活動を総合的におこなっている老人クラブ連合会の事務局を受託し、その活動を支援するとともに、老人クラブの活性化や新規会員増加のため、広報の充実に努めます。

【事業の展開】

- (1) 老人クラブ連合会事務局の運営
- (2) 老人クラブの活動支援
- (3) 多様な主体との協働

善意銀行事業

寄附金窓口としての周知をさらに広げるとともに、有効な活用をおこない、広報紙「ふくしあんなん」紙面での報告を掲載する。

【事業の展開】

1. 善意銀行預託金品の受け取り・払い出し
2. 広報紙「ふくしあんなん」での実績報告
3. 寄付文化を根ざすため善意銀行パンフレットを活用し、周知する。
4. 整備されたホームページによるインターネット寄付の促進
5. ホームページ・広報紙等による情報発信
6. 遺贈による寄付拡充の推進
7. 活用先の見える化を図るため、ブログを作成する。

ふれ愛ホーム事業

本会の基本財産であり地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たすため、事業展開をおこないます。

【事業の展開】

1. 子育て支援の拠点としてNPO法人に活動の場を提供し、事業を展開します。
2. 本会広報紙やホームページで、積極的にふれ愛ホームでの子育て支援事業の周知をします。
3. ボランティア団体等の貸部屋として活用していただけるよう、ホームページを使って広く周知します。

地域交流館事業（市指定管理）

阪南市地域交流館の第3期指定管理（1期4年）の3年目となります。

市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動、生涯学習の活動などの市民の様々な活動の場として、相互連携が図られ、市民参画による協働のまちづくりを推進するための交流拠点として運営します。

【事業の展開】

1. 市民の様々な活動の場としての連携調整と交流拠点づくり

(1) 地域福祉活動と自主的で公益的な活動等の連携に関する調整業務

* おざき出会い館内に併設する主要な3施設を運営する3団体（尾崎公民館受託事業者、市民活動センター受託事業者、本会）による定例連絡会議の開催を調整します。

(2) 自主事業の実施

* 3団体協働で、施設を幅広い世代に周知できるよう、子どもを中心に行なう行事として「夜店」を開催します。

(3) 地域の拠点としての取組

* 「あい広場」を無料で貸し出し、多様な主体と連携してイベントを開催します。

* ボランティア市民活動フェスティバルを協働で実施するなど、市民や諸団体が集う場づくりを進めます。

* 施設利用者や地域ボランティアと連携し、施設内の花壇整備や除草作業を行います。

(4) 共生・共創の地域交流の場

* ボッチャの取組など、年齢、性別、障がいの有無に関係なく誰もが交流できる共生の場づくりを多様な主体と連携して進めます。

* 地域福祉活動拠点として、地域福祉推進に関わる組織構成会員やボランティアセンター登録団体に活動の場を提供し支援します。

2. 利用者サービス向上の取組と貸館利用の促進

(1) 地域交流館の周知広報活動

* ホームページ等で施設を紹介したり、地域交流館で開催されるイベント等を案内し、広報紙の紙面を利用した周知も行います。

* 3施設の情報を一元化した「交流館だより」を発行し、地域交流館の広報をより充実させます。

* 館内の掲示で情報交換の場を提供し、多様な団体の連携を図ります。

(2) 施設管理業務の適正かつ効率的な実施

* 施設および設備の維持管理業務、利用料金および経費等の適正な管理を行います。

* 施設の効率的な運営による経費の縮減を図ります。

* 感染症拡大防止対策に努めます。

(3) 貸館利用の促進

* 予約システムを活用し、Webで仮申請を受け付けます。

* リモート会議用にパソコン等を無料で貸出するなど利用者の利便性向上を促進します。

3. 職員の管理・研修体制

* 内部会議や研修等を活用し、職員の資質向上に努めます。

共同募金協力事業

本会に阪南地区募金会の事務局を置いており、社会福祉法に位置付けられている地域福祉推進の取り組みである共同募金運動に、地域の住民・活動団体等の参加を得ながら、積極的に協力します。

【事業の展開】

1. 赤い羽根共同募金運動への協力

(1) 一般募金

- * 戸別、街頭、法人、職域、学校、バッジ
- * やさしさ募金箱の設置協力へのよびかけ

(2) 歳末たすけあい運動

- * 歳末たすけあい運動について周知

- * 歳末たすけあい運動の対象となる団体へのよびかけ

各種基金運営事業

地域福祉の推進等を目的とし本会で設置している基金について、基金の造成を進めるとともに、適切な管理のもと、設置趣旨にもとづく運営をおこないます。

【事業の展開】

1. 各種基金の管理と運営

地域包括支援センター事業

【重点課題】

地域包括ケアシステムを基盤にした地域共生社会（重層的支援体制）の推進
高齢者の増加と生産年齢人口の減少に対応した地域づくりを進めるため、医療・介護・福祉・保健の専門性と阪南市内で活発に取り組まれている支えあい・助けあいの福祉活動（校区（地区）福祉委員会や民生児童委員協議会、地域の各種ボランティア団体など）と連携しながら、地域全体で支えあっていく仕組み“地域包括ケアシステム”を基盤に、児童・障がいを持った方々など全ての住民が孤立することなく住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられる地域共生社会づくりを推進します。

【重点事業】

1. 人生の最期だけでなく日常から有事（災害等）までを意識した ACP（もしものときの準備）の推進
2. 行政や関係機関、地域と協働したフレイル対策の取り組み

【事業の展開】

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

- ・ 地域と協働した相談支援体制づくり（ほっこり相談）

- (2) 権利擁護業務
 - ・警察や法律家、消費者センターと協働した住民の権利を守る体制づくり
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域のケアマネジャー・医療、介護事業所と協働した支援体制づくり
 - (4) 地域支え合い会議（地域ケア会議）の推進事業
2. 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務
- (1) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (2) 一般介護予防事業
 - ・地域の住民活動と医療や介護の専門職が協働した健康づくり
3. 指定介護予防支援業務
4. 在宅医療・介護連携の推進事業
 - ・はなていネット（医療と介護の多職種連携会議）と協働した取組の推進
5. 生活支援体制整備事業関連業務
6. 認知症施策推進事業関連業務
 - ・キャラバンメイトや認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム等の活動推進
7. 任意事業への協力
- (1) 介護用品支給、介護相談員派遣、住宅改修支援事業への協力
8. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業との連動
- (1) センター内に配置されるコミュニティソーシャルワーカーとの協働活動

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業

【重点課題】

地域における子どもの貧困や不登校の問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどに伴う社会的孤立や複数の福祉課題を抱える要援護者世帯を地域全体で支える地域福祉のセーフティネットづくりを進めます。関係機関や団体が参画する地域福祉ネットワークの構築をすすめ、地域の社会資源や住民団体等とも連携し、CSW事業が有効に機能するよう取り組みます。

【重点事業】

1. 地域からの孤立化を防ぐための社会参加支援

【事業の展開】

1. コミュニティソーシャルワーカーの配置
- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - ・下莊圏域、西鳥取圏域
(西鳥取・下莊地域包括支援センター内に配置)
2. 実施事業
- (1) 総合相談支援体制の構築
 - ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の「制度の狭間にある

方」への伴走型相談支援

- ・ほっこり相談等、住民と協働した身近な困りごとキヤッチ

(2) 地域福祉ネットワークの構築と連携

- ・校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員、地域福祉活動団体、福祉関係機関や地域住民、行政等とのネットワーク体制の構築
- ・ひきこもりや不登校、ヤングケアラーなどの課題を抱える児童分野との連携強化

(3) 社会参加・居場所づくり推進事業

- ・まちなかサロンカフェをはじめとする地域の居場所への参加促進
- ・ボッチャやのしま会や共生型サロン「きらきら」、漁福・農福連携等の運営や参加支援

(4) 災害時要援護者支援推進事業（くらしの安心ダイヤル事業）への協力

- ・要援護者の見守り、発見、相談等のための住民活動との協働支援

(5) 各種任意事業への協力

- ・緊急通報装置設置事業の訪問調査及び申請等の代行
- ・ふれあい収集事業の調査協力

(6) 地域福祉計画策定及び推進事業

- ・地域福祉計画の策定や地域共生社会実現のための会議等への参加・協力
- ・重層的支援体制整備事業への協力

不動産賃貸事業（収益事業）

収益事業として法人が有する不動産を貸出し、得た賃料を自主財源として法人運営等に活用することで、法人の安定した運営を目指します。

【事業の展開】

1. 自然田土地の賃貸事業
2. 尾崎駅前土地の賃貸事業
3. 尾崎駅前建物の賃貸事業